

☆ 重度障がい者一般タクシー利用助成制度について ☆

- (対象者) ・ 在宅の身体障害者手帳1級又は療育手帳Aを所持している人  
 (助成) ・ 乗車1回につき580円分の助成券を年度内に24回分交付  
 (手続き) ・ 必要なもの … 手帳  
 ・ 申請するところ … 市役所障がい福祉課または市内各支所

※ 年度ごとに申請が必要です。

- (利用方法) ・ ご利用いただけるタクシーは、チケット綴りの1枚目の表面と裏面に、掲載しています。  
 ※ 掲載していないタクシーに乗車し、チケットを使用したときは、後日タクシー会社へご返金いただくことになります。  
 ・ タクシーに乗車されたら、身体障害者手帳または療育手帳を提示するとともに、チケットを1枚渡し、料金から580円を差し引いた金額をお支払いください。

※ 料金が580円未満でも、おつりは出ません。

制度のご利用に関するお問合せは

松山市障がい福祉課 電話：089-948-6353

FAX：089-932-7553

利用できるタクシー会社（五十音順）

令和3年12月2日現在

会社名・電話番号	会社名・電話番号	会社名・電話番号
アトム 998-6767	城南 956-4330	富士第一交通 924-4124
粟井 994-0017	城北 924-0102	二神 990-8181
伊予鉄 921-3166	新交通 943-6565	北条粟井交通 993-1290
祝谷 977-3600	末広 924-6506	舞子 945-5588
愛媛近鉄 924-6111	すみれ第一交通 956-2441	舞子運輸 970-8000
関西 951-0273	瀬戸内 915-1230	前道後 978-0100
銀座 971-4500	大和交通 941-8491	松山 924-6161
空港 972-0101	拓殖交通 922-4871	松山観光開発 951-3053
仔馬 975-6000	立花 943-0223	松山第一交通 974-2700
斉院 971-2191	中央観光 923-0885	松山西第一交通 972-0311
三光 922-3545	東洋 943-2285	森松交通 956-2255
四国交通 977-1234	南海東道後 975-0554	ヤマト交通 923-1478
しま交通 997-0567	日章観光 956-2410	県個人(協) 972-2441
市民交通 972-1755	ハート交通 911-8810	中予個人タクシー協会に加入している事業者
城東 943-0541	日の丸 946-1123	

※ 電話番号などは変更されることがあります。